**介護保険負担限度額認定のご案内**

介護保険施設サービスやショートステイを利用される場合の食費・居住費（滞在費）は、利用者の自己負担となりますが、所得要件等を満たす方には負担が軽減される制度があります。

**【対象となるサービス】※有料老人ホーム、グループホームやデイサービス等は対象外です。**

介護保険施設　・・・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設

ショートステイ・・・短期入所生活介護、短期入所療養介護

**【利用者負担段階と負担限度額（１日あたり）】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **利用者**  **負担段階** | | **区　分** | 居住費（滞在費） | | | | | | 食費 | |
| 多床室 | | 従来型個室 | | ユニット型個室的多床室 | ユニット型個室 | 施設入所者 | ショートステイ |
| 特養等 | 老健・  療養等 | 特養等 | 老健・  療養等 |
| 認定証の交付対象者段階 | **第１段階** | 世帯全員及び配偶者が市区町村民税非課税であり、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下の方 | 0円 | 0円 | 320円 | 490円 | 490円 | 820円 | 300円 | 300円 |
| **第２段階** | 世帯全員及び配偶者が市区町村民税非課税であり、年金収入等（※1）80万円以下の方かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下の方 | 370円 | 370円 | 420円 | 490円 | 490円 | 820円 | 390円 | 600円 |
| **第３段階①** | 世帯全員及び配偶者が市区町村民税非課税であり、年金収入等80万円超120万円以下の方  かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下の方 | 370円 | 370円 | 820円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 | 650円 | 1,000円 |
| **第３段階②** | 世帯全員及び配偶者が市区町村民税非課税であり、年金収入等120万円超の方かつ、預貯金等が単身で5０0万円（夫婦で1,5０0万円）以下の方 | 370円 | 370円 | 820円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,360円 | 1,300円 |
| 基準費用額（負担限度額認定の対象でない方）（※2） | | | 855円 | 377円 | 1,171円 | 1,668円 | 1,668円 | 2,006円 | 1,445円 | 1,445円 |

※１　公的年金収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

※2　負担限度額認定の対象でない方のご負担いただく額は、利用者と施設の契約により決められます。

※3　第２号被保険者（65歳未満の方）の預貯金額に関する要件は、段階に関わらず、1,000万以下（夫婦の場合は2,000万円以下）となります。

※4認定後、預貯金額等が上記金額を超えた場合は該当月から遡って対象外となる場合があります。

**提出書類について　□にチェックをして提出前に必ず確認してください**

**□　申請書**

・すべての欄を記入してください。

※配偶者がいない場合は、「配偶者について」欄は記入不要です。

※生活保護受給者は、「配偶者について」欄および「資産について」欄は記入不要です。

**□　同意書（申請書裏面）**

・所得および資産の確認をするため、市が各機関へ照会することへの同意が必要です。必ず記入してください。

**□　預貯金等がわかるものの写し**（通帳のコピー等）　※生活保護受給者は添付不要

・下記の表を確認し、**本人および配偶者**が所有している資産すべての「提出する書類」を添付して

　ください。

・添付書類の合計と申請書の「資産について」の金額欄が一致するようにしてください。

（現金を除く）

＜資産要件の対象となる資産の例＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＜内容＞ | ＜提出する書類＞ | ＜申請書記入欄＞ |
| 預貯金（普通・定期） | **お持ちの口座すべて**の通帳の写し  ・口座番号・名義人がわかるページ  ・最終残高がわかるページ（**２ヶ月以内**に記帳したもの）※紛失時は残高証明書でも可（口座番号等が記載されていること）  ・年金受給されている方は、年金受給がわかるページ | 預貯金額 |
| 有価証券  （株式・国債地方債社債など） | 有価証券の時価評価額がわかるものの写し  （ウェブサイトの写しも可） | 有価証券 |
| 金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の銀行等の口座残高の写し  （ウェブサイトの写しも可） | その他 |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券株式会社等の口座残高の写し  （ウェブサイトの写しも可） |
| タンス預金（現金） | なし（自己申告） |
| 負債（借入金・住宅ローンなど） | 借用証書の写し及び負債の残額がわかるもの |

※資産に含まれないもの・・・家、土地、生命保険、自動車、腕時計、絵画など

※不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大２倍の加算金（給付額と併せて最大３倍の額）を納付していただく場合があります。

**※裏面のご案内もご確認ください。**

**通帳をコピーするときの注意点について**

【コピーするページについて】

　金融機関名、預金種目、口座名義、口座番号、金融機関の支店が分かるページの写しを提出していただくようにお願いします。（下の図はイメージです）

（口座番号・名義人がわかるページ）　　　 （最終残高がわかるページ）

年月日　　お支払　　　お預かり　　　残高

〇〇銀行　　〇〇支店（店番） 　　　　　　　　　　　23-04-15　　　　　　　国民年金　　　△△△

口座名義人　〇〇　〇〇 　　　　　　　　　　　　　　23-04-20　　・・・　　　　　　　　　△△△

　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 23-04-23　　・・・　　　　　　　　　△△△

　普通（定期）預金 23-04-30　　・・・　　　　　　　　　△△△

　口座番号　〇〇〇〇〇〇〇 23-05-10　　 　　・・・　　　△△△

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 23-05-16　　・・・ 　　　　　△△△

・２カ月以内に記帳した、最終残高がわかるページ

・年金を受給している方は年金受給がわかるページ